

プレス公表（運転保守状況）

No.	お知らせ日	号 機	件 名	内 容
	2017年 7月12日 7月21日	2号機	原子炉建屋（管理区域）防火壁貫通部の 防火処置未実施について(区分)	<p>【発生状況】 2017年7月11日、2号機原子炉建屋地下1階および地下5階（管理区域）の階段室において、防火区画として設定している壁の貫通部に対して、防火処置が施されていない箇所が計2箇所あることを確認しました。 このため状況調査を行った結果、当該貫通部の状態は、建築基準法に抵触すると判断しました。</p> <p>【対応状況】 当該貫通部については、2017年7月19日モルタル詰めによる補修を行い防火処置を実施しました。</p> <p>今後、他号機を含めて防火区画における防火処置未実施箇所の有無を点検することとし、点検の結果については別途取りまとめてお知らせするとともに、点検において是正が必要な箇所を確認した場合は、適切に防火処置を行っていくこととしました。</p> <p style="text-align: right;">（2017年7月21日までにお知らせ済み）</p> <p>その後、全号機の原子炉建屋、タービン建屋等について防火区画を点検した結果、新たに60箇所の貫通部に対する防火処置未実施箇所を確認しました。当該箇所については、今後、速やかにモルタル詰め等による補修を行い防火処置を行ってまいります。</p> <p>当発電所においては、現場に可燃物を持ち込まないこと、危険物の持ち込み量を減らし管理していること、また、建屋は鉄筋コンクリート製であること等から、火災の発生・延焼のリスク低減を図っております。</p> <p>推定原因 ・これまで建屋の壁に孔を開ける工事を行う際は、工事实施後の防火処置について、専門知識を有する部門に確認するルールがなかったため発生したものと推定しております。</p> <p>対策 ・当社では、ケーブルの敷設問題を受け、2015年12月より安全に関する設備に対する工事管理については、エキスパート（社内専門家）による施工方法等の確認を実施した上で着工する仕組みを取り入れており、新たに同様の不適合を発生させない仕組みを構築しております。 引き続き、この取り組みを確実に実施するとともに、施工後の防火処置状況の確認を適切に行い、再発防止に努めてまいります。</p>

新たに確認された防火壁貫通部の防火処置未実施箇所への例



1 / 2号機サービス建屋 地下1階
(放射性廃棄物処理系サンプポンプ室入口付近)



4号機原子炉建屋 地下5階
(通路)

新たに確認された防火壁貫通部の防火処置未実施箇所数

号機別	原子炉建屋	タービン建屋	海水熱交換器建屋	小計
1号機	8	3	2	13
2号機	5	0	2	7
3号機	0	0	0	0
4号機	5	0	0	5
5号機	6	0	1	7
6号機	0	1		1
7号機	0	1		1
小計	24	5	5	34

共通設備	サービス建屋	荒浜側洗濯設備建屋	廃棄物処理建屋	小計
1 / 2号機	3	-	-	3
1 ~ 4号機	-	8	-	8
6 / 7号機	14	-	1	15
小計	17	8	1	26

合計	-	-	-	60
----	---	---	---	----